

Ⅱ 貿易・税関を巡る国際的な動き

第1. 世界貿易機関（WTO）について

1. はじめに

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は、国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり、関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその附属書に含まれている協定（これらの集合体が「WTO協定」）の実施・運用（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）及び貿易政策検討制度の運用を含む）、多角的貿易関係に関する交渉の場の提供、開発途上国のための技術支援、IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2023年7月末現在、164カ国・地域が加盟している（参考1）。

WTOは1995年、WTO協定の発効とともに、ガット（GATT：関税及び貿易に関する一般協定）を発展的に引き継ぐ形で設立された。ガットは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが、WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また、ガットがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し、WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易、知的著作権等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加えて、加盟国間の紛争解決に関する手続について、ガット時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは、関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化、サービス貿易の自由化、途上国問題、アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール、紛争解決、貿易円滑化（貿易手続の簡素化等）など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

しかし、2008年7月のWTO非公式閣僚会合の決裂以降、交渉全体が停滞。2011年12月の第8回

閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは薄いと、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意された。これを受け、2013年12月の第9回閣僚会議において貿易円滑化交渉が妥結するなどの成果が見られたが、全加盟国によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は有志国による取組が活発化している。

以下、WTOの概要や、WTO交渉の経緯・現状等について簡単に紹介する。

2. WTOの概要

(1) WTO協定

① WTO協定の構成（参考2）

いわゆる「WTO協定」は、WTOの組織、加入、意思決定等に関して規定している16条から成るWTO設立協定と、その附属書に含まれている協定の集合体を指す。

（注）附属書は、物品の貿易に関する多角的協定（附属書1 A）、サービスの貿易に関する一般協定（附属書1 B）、知的著作権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）（附属書1 C）、紛争解決了解（附属書2）、貿易政策検討制度（TPRM）（附属書3）、複数国間貿易協定（附属書4）で構成されている。附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

② シングル・アンダーテイクング

「多角的貿易協定」は、WTO設立協定の不可分の一部を成し、全ての加盟国を拘束することとされており、その全てを一括して受諾すること（「シングル・アンダーテイクング」）が加盟国に義務づけられている。

（注1）ガットにおいては、関税評価協定等の東京ラウンドで合意した協定の受諾が各加盟国の判断に任されていたために、一部の国しか受諾せず、加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたことを踏まえ、WTO協定の下で同様の問題が生じ

ることを防止しようとしたもの。

(注2) 附属書4の「複数国間貿易協定」については、これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し、当該加盟国を拘束することとされている。

(2) WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO設立協定上は、少なくとも2年に1回開催することとされている(表1)。閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一般理事会(議長: Molokomme大使(ボツワナ))が行う。また、一般理事会は紛争解決機関(DSB)(議長: Ølberg大使(ノルウェー))及び貿易政策検討機関(TPRB)(議長: Almqvist大使(サウジアラビア))としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品貿易理事会、サービス貿易理事会及びTRIPs理事会が設置されている(参考3)。

(3) 事務局(参考4)

①事務局長・事務局次長

WTOの事務局長は、1995年1月の設立当初、サザーランド前ガット事務局長が暫定的に務めていたが、1995年5月からは4年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相、1999年9月からは3年間の任期でムーア元NZ首相、2002年9月からは3年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年9月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が4年間の任期で就任し、2009年に再選した。2013年9月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が4年間の任期で就任し、2017年に再選したが、2020年8月末に任期を1年残して辞任。後任の事務局長の選出プロセスが同年6月に開始され、2021年3月にオコンジョ=イウエア元ナイジェリア財務大臣・外務大臣が事務局長に就任(任期は2025年8月末まで)。事務局次長には、Ellard氏(米国)、

(表1) これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主な成果
第1回(シンガポール) (1996.12.9~12)	ウルグアイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第2回(ジュネーブ) (1998.5.18~20)	広範な自由化交渉を含む、将来のWTOの作業計画について、第3回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第3回(シアトル) (1999.11.30~12.3)	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが、合意にはいたらず。
第4回(ドーハ) (2001.11.9~14)	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第5回(カンクン) (2003.9.10~14)	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠(フレームワーク)、投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第6回(香港) (2005.12.13~18)	農業、非農産品市場アクセスでは、関税削減率等を含む各国共通ルール(フルモダリティ)の合意が目指されていたが、先送りされ、農業の輸出補助金の撤廃期限、綿花の取扱い、後発開発途上国(LDC)産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第7回(ジュネーブ) (2009.11.30~12.2)	事前の申し合わせどおり、ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず、世界経済の成長・回復、開発へのWTOの貢献等、ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について、出席閣僚による発言が行われた。
第8回(ジュネーブ) (2011.12.15~12.17)	閣僚間で、ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他、サービス分野においてLDC向けの特恵の供与が決定された。
第9回(パリ) (2013.12.3~12.7)	貿易円滑化、農業の一部、開発の3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「パリ・パッケージ」を含むパリ閣僚宣言が合意された。また、同宣言においては、ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに、今後の作業として、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について、12ヶ月以内(2014年末まで)に作業計画を策定することとされた。
第10回(ナイロビ) (2015.12.15~12.19)	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特恵関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については、加盟国間で意見の対立が解けず、閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回(ブエノスアイレス) (2017.12.10~12.13)	電子的送信に対する関税不賦課のモトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出した。
第12回(ジュネーブ) (2022.6.12~6.17)	第10回WTO閣僚会議以来となる閣僚宣言を採択。WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示されるとともに、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。

Gonzalez氏(コスタリカ), Paugam氏(フランス), Zhang氏(中国)の4名が指名された。

②事務局・予算

事務局はジュネーブ(スイス)に設置されている。事務局職員は623名(2022年12月末時点)であり、2022年12月末時点で日本人は6名(宇山智哉WTO事務局長上級補佐官を含む)。2023年の予算額は、1億9,720万スイスフランであり、このうち日本の分担率は約3.8%(分担率は加盟国の貿易額(往復)を基に算出する)、分担額は約741万スイスフランで、米国(分担金約11.7%)、中国(約10.8%)、ドイツ(約7.2%)について第4位である。

(4) WTOの任務

WTO設立協定上、WTOの任務として次の5点が掲げられている。

- ①WTO協定の実施・運用
- ②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供
- ③紛争解決了解の運用
- ④貿易政策検討制度の運用

⑤IMF・世銀との協力

3. WTO交渉(参考5)

(1) 過去のラウンド交渉(多角的貿易交渉)

ガットにおいては、8回のラウンド交渉が行われてきた(表2)。第1回から第5回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ、ケネディ・ラウンド(1964~67年)及び東京ラウンド(1973~79年)では、関税引下げ交渉に加え、非関税分野における協定策定交渉も行われた。

ウルグアイ・ラウンド(1986~94年)においては、従来からのモノの貿易に係る分野(農産品、鉱工業品に係る関税引下げ等)の他、サービスの貿易、知的所有権(特許権、商標権等)の分野等が新たに交渉対象とされたことが、従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は、当初4年間の予定で開始されたが、農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し、1994年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで7年以上の年月を要した。

(表2) 多角的貿易交渉の歴史

時期	交渉	参加国	交渉成果
1947年	第1回	23	関税の引下げ、ガットの策定
1949年	第2回	13	関税の引下げ
1950~51年	第3回	38	関税の引下げ
1956年	第4回	26	関税の引下げ
1960~62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964~67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定、穀物協定、化学品協定の策定
1973~79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986~94年	ウルグアイ・ラウンド	123	関税の引下げ、農産物関税化 WTO設立協定、サービス協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

(注) ①日本は1955年にガットに加入。

②ディロン(米國務次官)、ケネディ(米大統領)はラウンドの提唱者。東京、ウルグアイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。

(出典：WTOホームページ)

(2) ドーハ・ラウンドの立上げ(第4回閣僚会議)

2001年11月の第4回閣僚会議(於：ドーハ)で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは、関税削減等の貿易自由化のみならず、アンチ・ダンピング措置等の貿易ルールの改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり(表3)、2004年7月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降、本格的な議論が進められた。

(3) ドーハ・ラウンドの進展(第6回~第8回閣僚会議)

2005年12月の第6回閣僚会議(於：香港)において、ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に向け、必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年4月末までに農業・非農産品市場アクセス(NAMA: Non Agricultural Market Access)のモダリティ(関税削減等の方式)を確立することが目指されたが、農業市場アクセス、農業補助金、NAMAの3つの論点における各国間の立場の違

(表3) ドーハ・ラウンド交渉の交渉分野一覧

交渉分野	概要
農業	農産品に係る関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉。2015年12月の第10回閣僚会議では、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意。
非農産品市場アクセス (NAMA: Non-Agricultural Market Access)	鉱工業品及び林・水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉。
サービス	・サービスの市場アクセス(外資規制の撤廃・緩和等) ・国内規制(資格・免許の要件・手続きの透明化・合理化等) ・サービス分野におけるルール(補助金、政府調達等)に関する交渉。
ルール	ダンピング防止、補助金(漁業補助金を含む)等についてのルールに関する交渉。
貿易円滑化	貿易手続の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等に関する交渉。2013年12月の第9回閣僚会議で交渉妥結、2017年2月に貿易円滑化協定発効。我が国は、2015年5月の国会承認を経て、同年6月にWTO事務局に受諾通知を実施(6番目の受諾国)。2023年6月末時点で156加盟国が受諾。
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進。2005年12月の第6回閣僚会議でLDC産品への無税無枠の供与に合意し、我が国は、平成19年度関税改正で実施。
知的所有権(TRIPs)	ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立に関する交渉。
環境	WTOのルールと多国間環境協定との関係、環境物品の関税撤廃・削減等に関する交渉。

いは埋まらず、同年7月には交渉が一時中断した。

2007年1月に交渉は再開され、2008年7月、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが、米国とインド・中国との立場の違いは埋まらず、合意は断念された。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の開催を念頭に、同年12月に農業及びNAMAの第4次改訂議長テキストが提示された。しかし、関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により、結局、同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り、同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが、特にNAMA交渉における米国と新興国(中国、インド、ブラジル)との間の対立を解消するには至らず、同年4月、ラミー事務局長より、現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり、年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後、第8回閣僚会議(於:ジュネーブ、以下MC8)に向けて、後発開発途上国(LDC)向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが、加盟国間の意見は収斂せず、同年7月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降、ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月のMC8では、ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも、交渉に引き続きコミットし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが確認された。

(4) ドーハ・ラウンドの部分合意(第9回及び第10回閣僚会議)

2012年に入ると、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方、途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意は認められないとの反発が見られ、同年後半には、途上国グループが、貿易円滑化の先行合意の条件として、農業の第4次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると、同年12月の第9回閣僚会議(於:バリ、以下MC9)の成果の候補として、貿易円滑化、農業の一部、開発(LDC関心事項を含む)の3分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり、各分野における交渉が加速化された。その結果、MC9においては、上記3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。特に、2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年7月までの採択予定から遅れて、2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから、ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年7月時に交渉していたモダリティ案(いわゆる農業分野のRev 4、

NAMA分野のRev 3など)をベースに交渉を行うべきと主張し、先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから、それらをベースに議論することはできないと主張し、平行線をたどった。2015年9月になると各国の間で、同年12月の第10回閣僚会議(於:ケニア・ナイロビ、以下MC10)を失敗させないためにスモール・パッケージ(部分合意)を目指すべきという認識が共有され始め、農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また、スモール・パッケージの議論と並行し、MC10以降の交渉のあり方(いわゆるポスト・ナイロビ)についても議論となった。日米EU等の先進国は、ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し、WTOはドーハ・マンダートを越えて新たな課題に取り組むべきと主張し、それに対し多くの途上国は途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ、当初の会議日程(2015年12月15日~18日)を1日延長し、閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては、①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特惠関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては、途上国と先進国との対立は最後まで解消できず、閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

(5) 近年の動き(第11回閣僚会議以降)

2017年12月に開催された第11回閣僚会議(於:

アルゼンチン・ブエノスアイレス、以下MC11)では、各国間の意見の懸隔が狭まらず、全参加国の合意が必要な閣僚宣言の採択には至らず、議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金に関する作業計画等については、全加盟国の合意による閣僚決定が発出された。また、全加盟国(マルチ)によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は、有志国(ブルリ)による取組が活発化しており、MC11では、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は、2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど、WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方、ドーハ・ラウンドの交渉分野については、漁業補助金等に関する議論が行われた。

新型コロナウイルスの感染拡大により閣僚会議の開催が延期されてきたが、2022年6月に開催された第12回閣僚会議(於:ジュネーブ、以下MC12)では、全参加加盟国の合意により、MC10以来6年半ぶりに閣僚宣言が採択され、WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示された。また、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。

(参考1) WTO加盟国・地域(2023年7月末現在)

アジア

アフガニスタン*
 バングラデシュ*
 ブルネイ
 カンボジア*
 中国
 香港
 インド
 インドネシア
 日本
 カザフスタン
 韓国
 ラオス*
 マカオ
 マレーシア
 モルディブ
 モンゴル
 ミャンマー*
 ネパール*
 パキスタン
 フィリピン
 シンガポール
 スリランカ
 台湾
 タジキスタン
 タイ
 ベトナム

中東

バーレーン
 イスラエル
 ヨルダン
 クウェート
 オマーン
 カタール
 サウジアラビア
 トルコ
 アラブ首長国連邦
 イエメン*

ヨーロッパ

アルバニア
 アルメニア
 オーストリア
 ベルギー
 ブルガリア
 クロアチア
 キプロス
 チェコ
 デンマーク
 エストニア
 欧州連合
 フィンランド
 フランス
 ジョージア
 ドイツ
 ギリシャ
 ハンガリー
 アイスランド
 アイルランド

イタリア
 キルギス
 ラトビア
 リヒテンシュタイン
 リトアニア
 ルクセンブルグ
 マルタ
 モルドバ
 モンテネグロ
 北マケドニア共和国
 オランダ
 ノルウェー
 ポーランド
 ポルトガル
 ルーマニア
 ロシア
 スロバキア
 スロベニア
 スペイン
 スウェーデン
 スイス
 ウクライナ
 英国

北米

カナダ
 アメリカ合衆国

中南米

アンティグア・バーブーダ
 アルゼンチン
 バルバドス
 ベリーズ
 ボリビア
 ブラジル
 チリ
 コロンビア
 コスタリカ
 キューバ
 ドミニカ
 ドミニカ共和国
 エクアドル
 エルサルバドル
 グレナダ
 グアテマラ
 ガイアナ
 ハイチ*
 ホンジュラス
 ジャマイカ
 メキシコ
 ニカラグア
 パナマ
 パラグアイ
 ペルー
 セントクリストファー・ネービス
 セントルシア
 セントビンセント及びグレナディーン諸島
 スリナム
 トリニダード・トバゴ
 ウルグアイ

ベネズエラ

アフリカ

アンゴラ*
 ベナン*
 ボツワナ
 ブルキナファソ*
 ブルンジ*
 カーボベルデ
 カメルーン
 中央アフリカ*
 チャド*
 コンゴ
 コートジボワール
 コンゴ民主共和国*
 ジブチ*
 エスワティニ
 エジプト
 ガボン
 ガンビア*
 ガーナ
 ギニア*
 ギニアビサウ*
 ケニア
 レソト*
 リベリア*
 マダガスカル*
 マラウイ*
 マリ*
 モーリタニア*
 モーリシャス
 モロッコ
 モザンビーク*
 ナミビア
 ニジェール*
 ナイジェリア
 ルワンダ*
 セネガル*
 セーシェル
 シエラレオネ*
 南アフリカ
 タンザニア*
 トーゴ*
 チュニジア
 ウガンダ*
 ザンビア*
 ジンバブエ

オセアニア

オーストラリア
 フィジー
 ニューゼーランド
 パプアニューギニア
 サモア
 ソロモン諸島*
 トンガ
 バヌアツ

計 164 カ国・地域
 (注) * : LDC (後発開発途上国)

本 体

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

多角的貿易協定

附属書 1

附属書 1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

1947年のガット
 1947年のガットの下で効力を生じた法的文書
 解釈了解
 マラケシュ議定書 一譲許表

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易に関連する投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

1994年のガット第6条の実施に関する協定 [アンチダンピング協定]

1994年のガット第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定]

補助金及び相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

貿易の円滑化に関する協定 [TF協定]

附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] 一約束表

附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

附属書 2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

附属書 3

貿易政策検討制度 [TPRM]

附属書 4

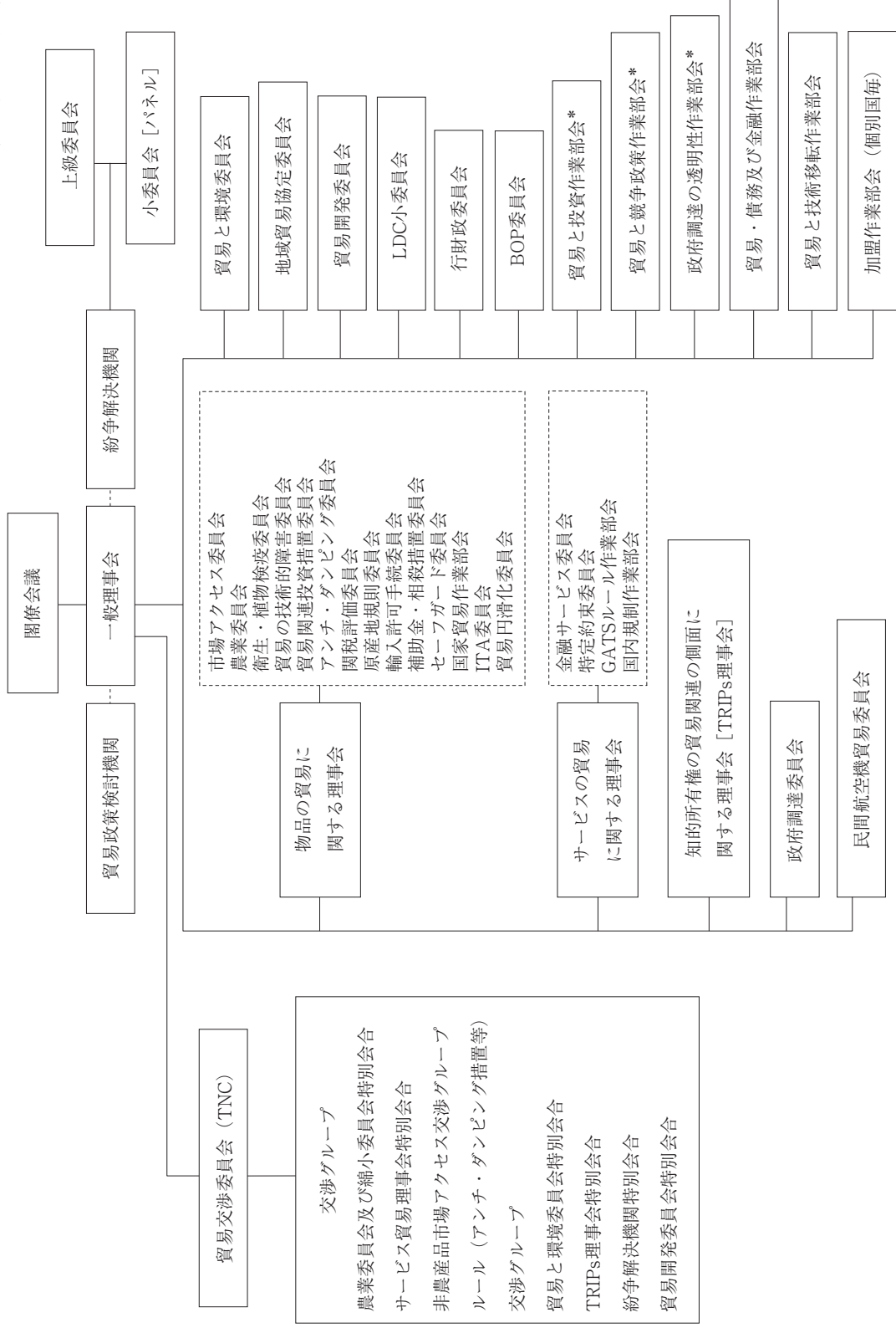
複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

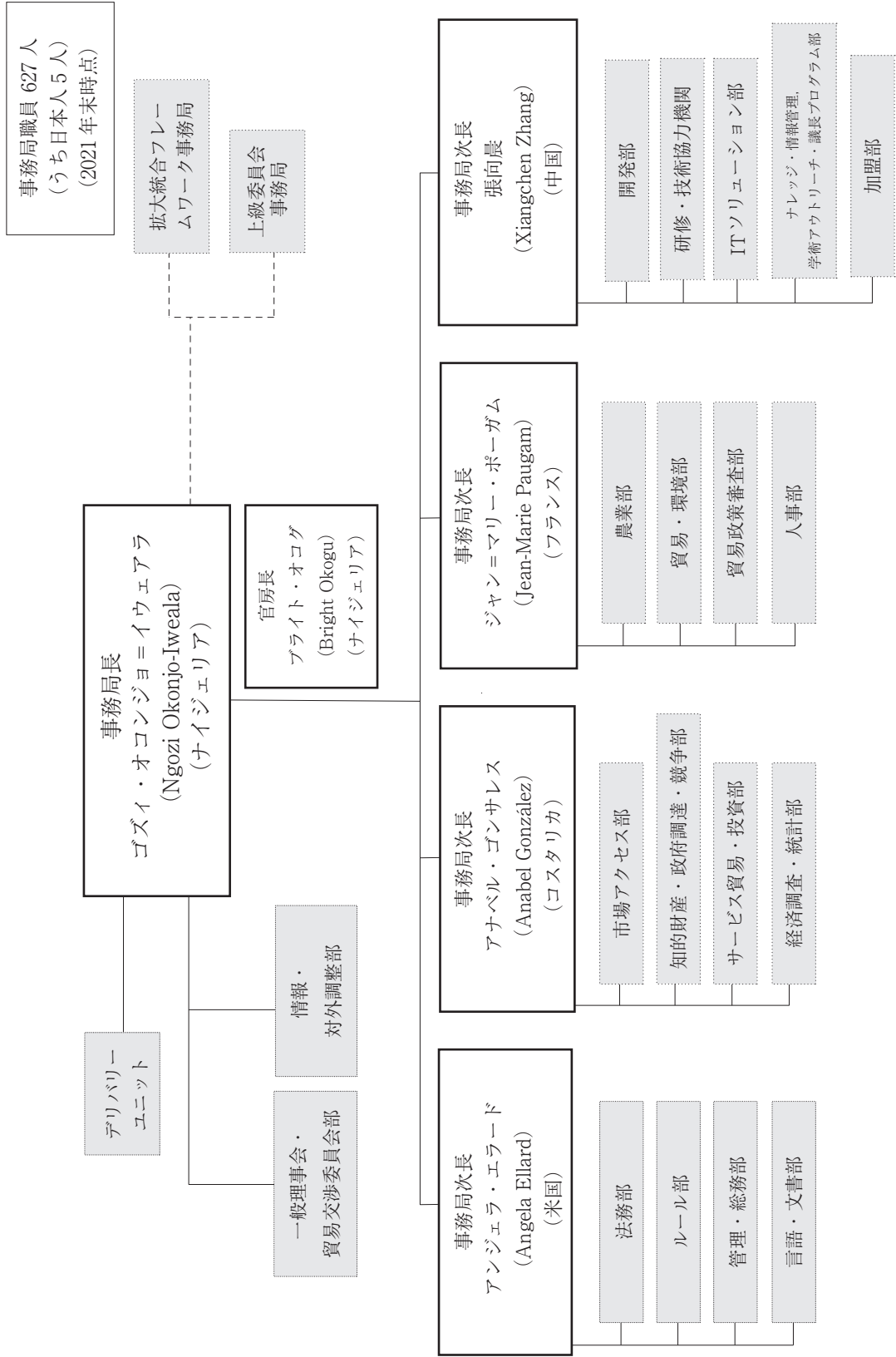
(参考3) WTO の組織

(2023年7月末現在)

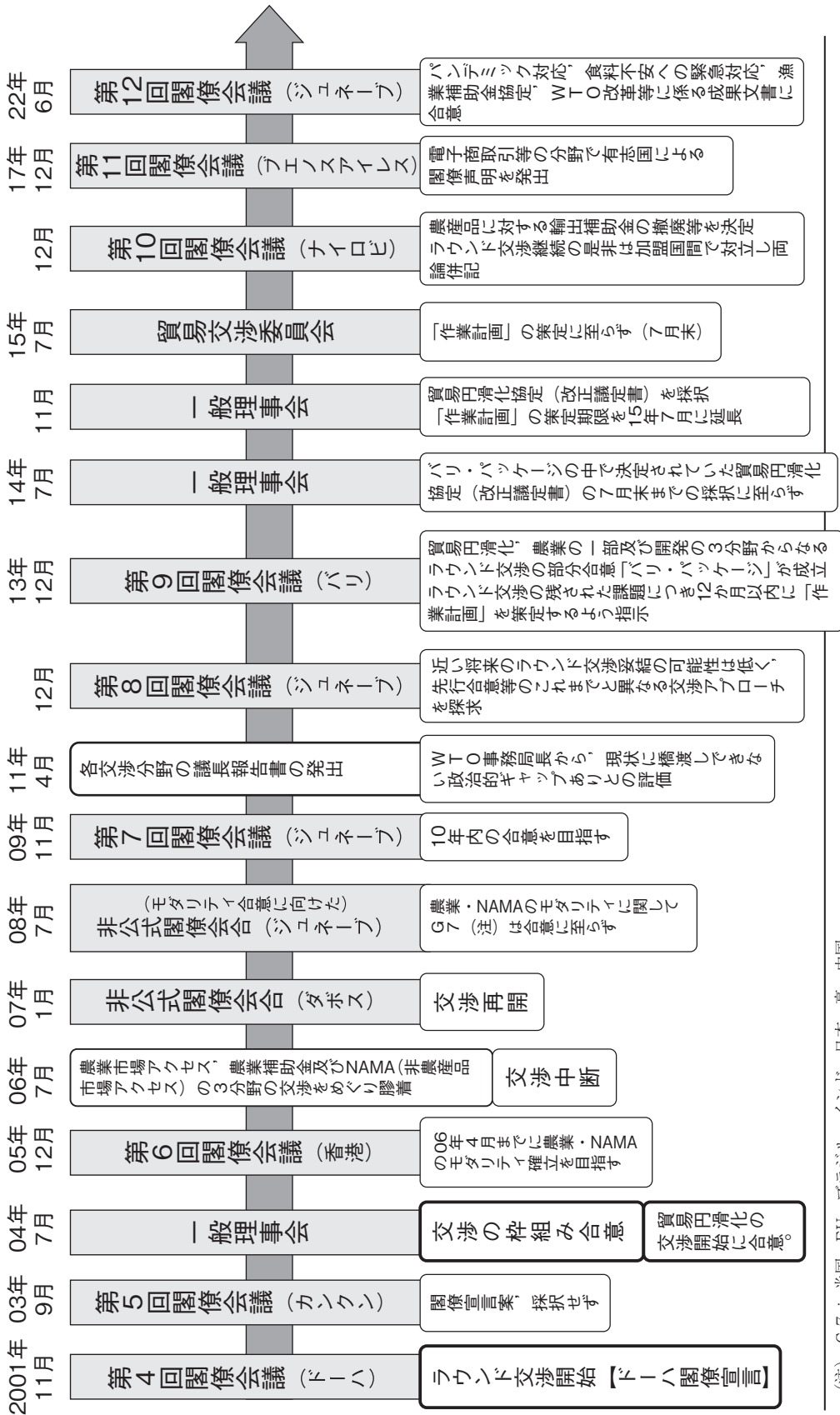


* 現在, 作業は停止中。

(参考4) WTO事務所の体制



(参考5) WTO 交渉の経緯



(注) G7：米、EU、ブラジル、インド、日本、豪、中国